

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、令和7年度自動車点検等車両一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者(以下「契約担当職員」という。)に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 請負者は、契約担当職員の発行する発注書(以下「発注書」という。)に基づき、一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

(2) 発注書並びに単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「法」という。)第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続検査とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下回りの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装である。

キ 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。

ク エンジンオイル交換には、エンジンオイル(部品、SM品質以上(API規格))代金を含むものとする。

ケ オイルエレメント交換には、オイルエレメント代金を含むものとする。

コ タイヤ交換には、タイヤ代を含むものとする。

サ 別途発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

単価表

物件－ 2

嶺北森林管理署

件名（項目）			数量	単位	単価 （税抜）	金額
自動車重量税	軽自動車 2年		3	台		
自動車重量税計（A）			3	台		
自賠責保険料	乗用自動車 24ヶ月契約			台		
	軽自動車 24ヶ月契約		3	台		
自動車損害賠償責任保険料計（B）			3	台		
検査手数料（自動車検査登録印紙代）（C）			免除	台		
継続検査 （車検、24ヶ月定期点検）	乗用自動車			台		
	軽自動車		3	台		
定期点検整備 （12ヶ月定期点検）	乗用自動車		1	台		
	軽自動車		2	台		
定期点検整備 （6ヶ月定期点検）	小型貨物自動車（法定）			台		
保安確認検査	乗用自動車			台		
	軽自動車		3	台		
スチーム洗浄	乗用自動車			台		
	軽自動車		3	台		
下回り塗装	乗用自動車			台		
	軽自動車		3	台		
車内及び外回り洗浄	乗用自動車		1	台		
	軽自動車		5	台		
エンジンオイル交換	乗用自動車		1	台		
	軽自動車		5	台		
オイルエレメント交換	乗用自動車		1	台		
	軽自動車		5	台		
継続検査代行料			3	台		
整備・作業料金等 小計						
（消費税）						
整備・作業料金等計（D）						
合計〔（A）＋（B）＋（C）＋（D）〕						

物件-2

物件-2

[illegible]